

【参法 59】

国会議員秘書交通費適正化法案

【国会議員の秘書の給与等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、議員秘書の通勤手当について、一般職公務員と異なり、通勤の実情と無関係に月額3万円が一律に支給されている。

→ 議員秘書についても、一般職公務員の例に準じて通勤手当を支給することとする必要がある。

議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。

現 行

議員秘書に対し、通勤手当として、月額3万円が一律に支給されている。



改 正 法

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受ける。